

長崎都市計画特別用途地区の変更（諫早市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設制限地区	約 351 ha	諫早市内の準工業地域全域

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

久山臨海地区計画区域の西側と東側をスポーツ・レクリエーション地区に定め、西側ではスポーツ施設の整備、東側では市民の健康づくりを促進するトレーニング広場の整備を計画していたが、今年度整備が完了した西側のスポーツ・レクリエーション地区に、トレーニング機能を併せ持つスポーツ・レクリエーション拠点として集約した。

また、西諫早産業団地の需要が高く、業務用地の拡張要望が上がっているという状況を踏まえ、スポーツ・レクリエーション地区の一部約3ヘクタールを業務地区に変更するものとし、用途地域を準工業地域から工業地域に変更することに伴い、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）から除外するものである。